

八王子市障害者日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月1日施行

改正 平成19年10月1日

改正 平成20年7月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成31年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市障害者地域生活支援事業実施要領（平成18年10月1日決裁）第3条第6号に基づき、在宅の障害者（障害児を含む。以下同じ。）を介護している保護者が、疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、日中一時支援施設において障害者を一時的に保護（日中保護に限る）することにより、障害者とその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日中一時支援施設 八王子市障害者日中一時支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める要件を満たすものとして市長が審査を行い、適当と認め指定した施設をいう。

(2) 利用者

ア 身体障害者手帳1級又は2級の手帳を交付されている者

イ 愛の手帳1度から4度までの手帳を交付されている者

ウ 医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている者

エ ア、イ及びウについては65歳未満の者で、日中一時支援施設を利用する児童又は成人をいう。ただし、介護保険法の規定により給付を受けることができる者を除く。

(3) 保護者 利用者を専ら養育又は保護育成している者をいい、法定成年後見制度による補助人、保佐人又は後見人を含む。

(4) 扶養義務者 平成15年2月21日付厚生労働省告示第41号及び同日付同第43号、同日付同第45号に定めるところによる。

(利用の要件)

第3条 八王子市障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象となる障害者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者又は家族の病気、出産若しくは事故等により一時的に介護がなされなくなる者

(2) 近親者の冠婚葬祭等により短期入所が必要と認められる者

(3) 保護者又は家族の休息のため短期入所が必要と認められる者

(4) その他福祉事務所長が特に必要と認めた者

(施設の設置主体)

第4条 日中一時支援施設の設置主体は、社会福祉法人及びNPO法人等その他法人格を有するものとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(施設の定員)

第5条 日中一時支援施設の定員は、1人以上で、かつ1人当たりの基準面積を確保できる人数までとする。

(日中一時支援施設)

第6条 日中一時支援施設は、別に定める施設とする。

(日中一時支援事業所の指定申請)

第7条 日中一時支援事業を行うものは、八王子市障害者日中一時支援事業所指定申請書(第6号様式)により申請するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請を受理した場合は、審査を行い、要綱に定める要件を満たすものとして適当と認めた場合に、八王子市障害者日中一時支援事業所指定書(第7号様式)により通知するものとする。

(協定)

第8条 福祉事務所長は、日中一時支援事業施設の設置を申請するもので、福祉事務所長が必要と認め要綱の基準に該当する場合は、そのものと協定(第3号様式)を取り交わすものとする。

(設置者の要件)

第9条 日中一時支援施設を運営する設置者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日中一時支援施設を経営するために必要な経済的基盤があること。
- (2) 日中一時支援事業を健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 日中一時支援事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがないこと。

(施設の構造及び設備)

第10条 日中一時支援施設の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の定めるところによるもののほか、採光、換気等利用者の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、次の各号の基準による設備を有していなければならない。

ただし、グループホーム等その他施設に併設して、日中一時支援施設を実施する場合は、次の第1号のアの基準が専用であるものとする。

(1) 基準設備・面積等

ア 居室

押入れ等の物入れ面積を除き1人当たり3.3㎡以上あること。(介護人等付き添い者が寝食を共にする場合は、介護人等も1人当たり面積に換算する。)

イ 食堂

専用の食堂があることが望ましいが、他の用途室との兼用も可。ただし、兼用の場合、社会通念上食堂とするにふさわしくない用途室との兼用は認められない。

ウ 調理室

原則として、日中一時支援施設で調理した食事を提供することとし、調理に必要な設備を備え、衛生上の配慮がなされていること。ただし、やむを得ない場合、調理を適切な者に委託することも可とする。

エ 浴室、便所

利用者が利用する上で支障のない設備を備えること。

オ その他

ダイルームなど利用者が自由に利用できる部屋を備えることが望ましい。ただし、食堂等との併

用も可とし、やむを得ない場合設置しないこともできる。

(2) 日中一時支援施設を2階以上の階層に設ける場合は、次の全てに適合し、それ以外の場合は、ウ、エに適合すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 屋内階段のほか、利用者の避難に適した避難路もしくはこれに準ずる設備または屋外階段が設けられていること。

ウ 消火器等の消火設備を備えること。

エ カーテン等は防災または難燃性の高い製品を用いること。

(施設職員の設置基準)

第11条 施設職員の配置基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、施設の責任者（以下「施設長」という。）は介護人と兼務できるものとする。

(1) 施設長は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 心身障害者（児）短期入所事業に3年以上の経験を有する者。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、若しくは附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設、又は児童福祉法第7条第1項に規定する施設において、3年以上（各法による施設を合わせて3年以上を含む）の勤務経験を有する者。

ウ 居宅介護養成研修課程、または介護保険法施行令に定める訪問介護員養成研修課程修了者。

エ 本要綱が制定される以前において、日中一時支援施設と同等の事業と八王子市が認める事業に3年以上の経験を有する者。

オ 介護福祉士、社会福祉士、看護師、児童福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の資格を有するもの。

カ その他、福祉事務所長が適当であると認めた者。

(2) 介護人は、本要綱が制定される以前において、日中一時支援施設と同等の事業と市が認める事業に1年以上の経験を有する者あるいは、居宅介護養成研修課程、または介護保険法施行令に定める訪問介護員養成研修課程修了者が望ましい。また、利用者の介助を適切に行える人数を配置するものとする。

(3) 医師からの指導による医療行為を実施する施設において、医療的ケアを必要とする利用者がある場合は看護師を配置する。

(4) 職員のうち、1人以上は常勤の雇用者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害者（児）施設に併設させ、同施設の職員が、日中一時支援事業を兼務する場合は、常勤の雇用者がいるものとみなす。

(5) 職員は、日中一時支援施設以外の業務を兼務することができる。

(利用申請)

第12条 日中一時支援施設を利用するときは、利用者又は保護者（以下「利用者等」という。）が八王子市障害者日中一時支援事業利用申請書（第1号様式）により、福祉事務所長に申請するものとする。

(決定)

第13条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、障害者日中一時支援事業利用登録の可否決定を行い、利用を決定したときは、別表第1により利用者負担割合を決定

するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の決定を行った場合には、地域生活支援事業等サービス利用決定・却下通知書（第2号様式）により利用者等に通知する。ただし、利用の決定については、障害者地域生活支援事業等受給者証（以下「受給者証」という。）（第3号様式）の交付をもってかえることが出来る。

（利用手続）

第14条 利用者は、受給者証を日中一時支援施設に提示して利用の申込みをするものとする。

（支給量）

第15条 日中一時支援施設の利用は日帰り利用に限定し、月56時間利用できるものとする。ただし、福祉事務所長が必要と認める場合はこの限りではない。

（併用の禁止）

第16条 同じ月内において日中一時支援事業と八王子市在宅心身障害者緊急一時保護事業運営要綱（昭和51年10月1日市長決裁）に定める在宅一時保護の利用はできないものとする。

（利用者負担）

第17条 利用者等は、日中一時支援施設を利用した都度、第13条第1項の規定により決定された利用者負担割合から算出した利用者負担額を日中一時支援施設に支払うものとする。

- 2 日中一時支援施設が、利用者等から実費負担として徴収できるのは、食費、光熱水費及び利用者の利用期間中の日常生活を賄うために必要な経費の実費相当額とし、社会通念上許容される範囲内とする。

（請求）

第18条 日中一時支援施設は、別表第2に定める報酬額から前条の規定により徴収した利用者負担額を差し引いた額を、原則としてサービスを提供した月の翌月10日までに、八王子市障害者日中一時支援事業給付費請求書（第4号様式）に八王子市障害者日中一時支援事業サービス提供実績記録票兼明細書（第5号様式）を添えて市へ請求するものとする。

（遵守事項）

第19条 日中一時支援施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 日中一時支援施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 日中一時支援施設は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前の説明を行わなければならない。
- 4 日中一時支援施設は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び利用者の保護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 日中一時支援施設は、従業者、会計、利用者へのサービス提供等に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 日中一時支援施設及びその従業者は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（変更の届出）

第20条 日中一時支援施設は、次のいずれかに該当するときは、速やかに八王子市障害者日中一時支援事業所（変更・取消）届（第9号様式）により福祉事務所長に届け出なければならない。

- （1） 代表者の氏名、所在地等申請書の記載内容に変更があったとき。
- （2） 事業所の指定を辞退するとき。

(日中一時支援事業所指定の取消し等)

第21条 福祉事務所長は、日中一時支援施設が、適正な事業の実施が困難であると福祉事務所長が認めるときは、事業所の指定を停止し、又は指定の決定を取り消すことができる。

2 福祉事務所長は、前項の規定により事業所の指定を停止し、又は指定の決定を取り消すときは、八王子市障害者日中一時支援事業所指定(停止・取消)通知書(第10号様式)により当該事業所に通知するものとする。

(辞退届)

第22条 日中一時支援事業の利用を辞退するときは、利用者等は八王子市障害者日中一時支援事業利用辞退届(第11号様式)を福祉事務所長に提出するものとする。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

2 第15条の規定にかかわらず、施行令第17条第1項第2号及び第3号(市都民税非課税世帯)に該当する者が利用した場合は、算出額の百分の九十五に相当する額と利用月の利用単位数により算出した額を支払うものとし、また第15条第1項に規定する利用者負担割合は報酬額の5%とする。この規定は平成21年3月31日限り効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

2 第13条第1項の別表1の市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を5%とする規定については、平成21年3月31日限り効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

2 別表第1の利用者負担割合を決定する世帯は、18歳以上については、本人及び配偶者とし、18歳未満については世帯員の市民税所得割額の合計額とする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

2 第13条第1項の別表1の市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を5%とする規定については、平成22年3月31日限り効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

別表第1

区分	市町村民税の課税状況	利用者負担割合
1	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	0%
2	利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にあつては、その配偶者に限る。）について、利用登録の決定のあつた月の属する年度（利用登録の決定があつた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満（当該障害者が18歳未満の場合にあつては、28万円未満）であるもの	5%
3	上記以外の者	10%

備考

1 市町村民税世帯非課税者又は被保護者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第4号中「支給決定障害者等」とあるのを「利用者」と、「支給決定障害者等（法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（20歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）」とあるのを「利用者が18歳以上の場合」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのを「利用登録の決定」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。

2 所得割の額とあるのは、政令第17条第2号イに規定する所得割の額をいう。

3 前項の所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の3を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にあつては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。

別表第2

	一般施設	発達障害・重症心身 障害者（児）	重心施設
報酬額	1,000 円／時間	1,200 円／時間	2,000 円／時間
医療的ケア加算	登録施設 1,800 円／時間 (通常的人员配置以外に看護師を一時的に雇い、医師の指導に 基づく看護をおこなった場合)		